【現 行】

大分県公共工事請負契約約款

第一条 ~ 第三条 (略)

(契約の保証)

- 第四条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を填 補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第五項において「保証の額」という。)は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。
- 3 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証 は<u>第五十六条第三項各号</u>に規定する者による契約の解除の場合についても保証するもので なければならない。
- 4 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 第四条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する 公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の 内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適 合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の三以上としなければならない。
- 3 第一項の規定により受注者が付す保証は、<u>第五十六条第三項各号</u>に規定する契約の解除 による場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の十分の三に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

第五条 ~ 第二十六条 (略)

大分県公共工事請負契約約款

第一条 ~ 第三条 (略)

(契約の保証)

- 第四条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付 さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直 ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を**てん**補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第五項において「保証の額」という。)は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。
- 3 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証 は<u>第五十五条第三項各号</u>に規定する者による契約の解除の場合についても保証するもので なければならない。
- 4 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当 該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号 に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 第四条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する 公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の 内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適 合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の三以上としなければならない。
- 3 第一項の規定により受注者が付す保証は、<u>第五十五条第三項各号</u>に規定する契約の解除 による場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の十分の三に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

第五条 ~ 第二十六条 (略)

(一般的損害)

第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(<u>第六十条第一項</u>の規定により付された保険等により<u>填補された</u>部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償 しなければならない。ただし、その損害(<u>第六十 条第一項</u>の規定により付された保険等 により<u>塩 補された</u>部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰す べき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地 盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管 理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができな いもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工 事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、そ の事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第六十条第一項</u>の規定により付された保険等により<u>填補された</u>部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を 発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械 器具であって第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規 定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるも のに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項におい て「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければな らない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、

(一般的損害)

第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(<u>第五十八条第一項</u>の規定により付された保険等により<u>てん補された</u>部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償 しなければならない。ただし、その損害(第五十八条第一項の規定により付された保険等 により<u>てん補された</u>部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰す べき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができな いもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工 事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、そ の事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第五十八条第一項</u>の規定により付された保険等により<u>てん補された</u>部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を 発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械 器具であって第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規 定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるも のに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項におい て「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければな らない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、

【現 行】

算定する。

- 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存 価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常 妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額」として同項を適用する。

第三十条 ~ 第四十五条 (略)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十六条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第四十八条又は第四十九条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第四十七条 (略)

(発注者の催告によらない解除権)

- 第四十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。
- 一 第五条第一項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第五条第四項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用した とき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除 却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであると き。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達

算定する。

- 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常 妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損 害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただ し、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額 であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力 による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の 累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要す る費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の 百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第三十条 ~ 第四十五条 (略)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十六条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条 <u>又は第四十八条</u> の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第四十七条 (略)

(発注者の催告によらない解除権)

- 第四十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。
- 第五条第一項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第五条第四項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用した とき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したと き。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達

することができないとき。

- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行 しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしな いでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 <u>第五十二条又は第五十三条</u>の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をい う。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイから ホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められ るとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合等不正行為による解除権)

- 第四十九条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条若しくは第十九条の規定 に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定 に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項

することができないとき。

- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行 しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしな いでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第五十一条又は第五十二条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をい う。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイから ホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められ るとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

【新設】

(独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。) 又は第二十条の二から第二十条の六の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第七条、第八条の二若しくは第二十条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第三条、第八条第一号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の 規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分 野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件につい て、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付 命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札 (見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの であるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の六若しくは第百九十八条又は独占禁止 法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって、第五十七条第一項に規定する賠償金に充当することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第五十 条 第四十七条各号、第四十八条各号又は前条第一項各号に定める場合が発注者の 責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除 をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第五十一条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行 保証証券による保証が付された場合において、受注者が第四十七条各号、第四十八条各号 又は第四十九条第一項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保 証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう 請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この 条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号 に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に 対して当該権利及び義務を承継させる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第四十九条 第四十七条各号 又は前条 各号に定める場合が発注者の 責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除 をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第五十条第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第四十七条各号 又は第四十八条 各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この 条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号 に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に 対して当該権利及び義務を承継させる。

- 一 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に 支払われたものを除く。)
- 二 工事完成債務
- 三 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを 除く。)

四 解除権

- 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務 (第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、代替履行業者が同項各号に規 定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の 規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対 して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払わ れた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第五十二条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただ し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- <u>第五十三条</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
- 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。
- 二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五(工期の十分の五が六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第五十四条 第五十二条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第五十五条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分 を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受け るものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負 代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認

- 一 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に 支払われたものを除く。)
- 二 工事完成債務
- 三 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを 除く。)

四 解除権

- 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務 (第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、代替履行業者が同項各号に規 定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の 規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対 して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払わ れた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

<u>第五十一条</u> 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただ し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- <u>第五十二条</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
- 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。
- 二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五(工期の十分の五が六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

<u>第五十三条</u> <u>第五十一条</u>又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第五十四条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認

められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査する ことができる

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第一項の場合において、第三十四条及び第三十五条(第四十一条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第三十八条及び第四十二条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項又は次条第三項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年二・六パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十六条、第五十二条又は第五十三条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により減失若しくは<mark>毀損した</mark>とき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、 当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者 の故意又は過失により滅失又は<u>製損した</u>ときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還 し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が 所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管 理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、 工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条、第四十八条、第四十八条所四項又は次条第三項の規定によるときは発注者が定め、第四十六条、第五十二条又は第五十三条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については 発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査する ことができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により減失若しくは<u>き損した</u>とき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、 当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者 の故意又は過失により滅失又は<u>き損した</u>ときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還 し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が 所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、 工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条、第四十八条 又は次条第三項の規定によるときは発注者が定め、第四十六条、第五十一条又は第五十二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については 発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- <u>第五十六条</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第四十七条<u>第四十八条又は第四十九条第一項</u>の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第四十七条<u>第四十八条又は第四十九条第一項</u>の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰す べき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律 第七十五号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成十四年 法律第百五十四号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成十一年 法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合(前項の規定により第二項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二・六パーセントの割合で計算した額をとする。
- 6 第二項の場合(第四十八条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(賠償の予約)

第五十七条 受注者は、第四十九条第一項各号(同項第四号に規定する刑法第百九十八条に 規定する刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を 解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による請負代金額の十分の二に相 (発注者の損害賠償請求等)

- <u>第五十五条</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第四十七条<u>又は第四十八条</u>の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 第四十七条 <u>又は第四十八条</u> の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰す べき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成十六年法律 第七十五号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成十四年 法律第百五十四号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成十一年 法律第二百二十五号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合(前項の規定により第二項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二・六パーセントの割合で計算した額をとする。
- 6 第二項の場合(第四十八条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

【新設】

<u>当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後におい</u>ても同様とする。

- 2 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体で既に解散しているときは、当該 共同企業体の構成員であった全ての者に対して同項に定める額の賠償金の支払を請求する ことができる。この場合において、請求を受けた者はその額を連帯して発注者に支払わな ければならない。
- 3 第一項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第五十八条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた 損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引 上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき は、この限りでない。
- 一 第五十二条又は第五十三条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不 能であるとき。
- 2 第三十二条第二項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年二・ 六パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第五十九条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十一条第四項又は第五項(第三十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注 者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。 ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、 引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の 消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- <u>第五十六条</u> 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた 損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引 上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき は、この限りでない。
- 第五十一条又は第五十二条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不 能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第五十七条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十一条第四項又は第五項(第三十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注 者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。 ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、 引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の 消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときに は適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第六十条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したと きは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第六十一条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議 が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大分県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときに は適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の 規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請 求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたと きは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- <u>第五十八条</u> 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したと きは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第五十九条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大分県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

【改正案】

(仲裁)

第六十二条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書 (別記様式)に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第六十三条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

【現 行】

(仲裁)

第六十条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書 (別記様式)に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

<u>第六十一条</u> この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記様式 (第62条関係) 別記様式 (第60条関係) [裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。] [裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。] 裁 合 意 裁 合 意 工事名 工事名 工事場所 工事場所 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業 法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 管轄審査会名 建設工事紛争審査会 管轄審査会名 建設工事紛争審査会 管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法 管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法 第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛 第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛 争審査会を管轄審査会とする。 争審査会を管轄審査会とする。 月 日 年 月 日 発 注 者 印 発 注 者 印

受 注 者

受 注 者